

依頼試験実施に当たってのお願いと留意事項

埼玉県産業技術総合センター

1 試験内容について

- 試験装置や人体に害を及ぼす可能性のある試験や試験品は、依頼をお受けできない場合があります。
- 試験品の特性により、試験方法の変更が必要となる場合があります。その際は実施の是非、依頼試験手数料の変更などについて改めて協議させていただきます。

2 依頼試験の所要日数について

- 依頼試験に要する日数は通常2～3週間ですが、一律ではありません。試験品の特性、お受けしている依頼試験の件数、使用する機器の利用状況などにより、所要日数が変わりますので予め御承知おきください。

3 試験品について

- 試験品は、試験に必要な数量に加え、数回程度の追加試験が実施可能な数量を提出してください。
- 試験の実施により、試験品には破壊、変質を生じますので、お預かりした試験品は原則として依頼時の状態では返却できません。（非破壊検査と称される試験であっても変質を生じる場合があります。）特に一品物、現品限りのような試験品につきましては、その点を十分御理解の上、御依頼ください。

4 試験成績書のお渡し、試験品の返却について

- 依頼試験の結果は、依頼試験手数料の受領後、試験成績書により書面で報告いたします。手数料受領前に電話、メール等でお知らせすることはできません。
- 試験品は、試験成績書をお渡しするときに返却いたします。
- 試験成績書の郵送、試験品の送付を希望される場合、送料は依頼者の御負担になります。

5 試験の中止・中断について

- 予期せぬ装置の不具合等により、お受けした試験が全部又は一部実施できない場合があります。
なお、試験等を途中まで実施している場合は、お預かりした試験品は依頼時の状態では返却できないことがあります

6 免責事項について

- 依頼試験の中止・中断、試験品の破損などにより、依頼者に生じた損害については賠償することはできません。